

入札監理小委員会
第400回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第400回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年2月19日（金）14:20～15:25

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○サービス産業動向調査（総務省）

2. 実施要項（案）の審議

○政府米の販売等業務（農林水産省）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根副主査、若林専門委員、宮崎専門委員、早津専門委員、
廣松専門委員

（総務省）

統計局統計調査部経済統計課 高田課長、長藤企画官、水澤課長補佐

（農林水産省）

政策統括官付貿易業務課 渡邊課長、清水米流通調整官、滝沢課長補佐、田口生産専門官、
藤田係長

（事務局）

新田参事官、小八木参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第400回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、総務省の「サービス産業動向調査」の事業評価（案）、もう一つ農林水産省の「政府米の販売等業務」の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、総務省の「サービス産業動向調査」の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、総務省統計局統計調査部経済統計課の高田課長より御説明をお願いいたします。

なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○高田課長 総務省統計局統計調査部経済統計課の高田でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

本日、御審議いただきますのは、私どもで実施しております統計調査でございますサービス産業動向調査の実施状況でございます。

恐縮ですけれども、資料には記載してございませんけれども、最初に、この調査はどういう調査か概要について一言御説明させていただきます。

この調査は、サービス産業全体の動向を捉え、GDPの四半期速報を初めとする各種経済指標の精度向上を目指しまして、平成20年7月に開始したものでございます。当初から一般競争入札という形で民間事業者に委託して実施しておりましたけれども、平成25年調査からは市場化テストということで、この委員会の先生方の御指導も賜りつつ実施しておる状況でございます。

調査といたしましては、月々の売上高や従事者の動向を把握する毎月の月次調査というものと、年1回、6月に対象数を増やしまして、地域別の売上高などを把握する年次の拡大調査、この2つからなっております。

それでは、これからはお手元の資料に基づきまして、この事業の実施状況について御説明させていただきます。

資料1でございますけれども、まず「I 事業の概要」は、こちらに書いてございますように、先ほども申し上げましたけれども、この事業は平成25年から市場化テストで実施してございます。複数年契約ということで、当初から2年分ごとにまとめて実質契約してございまして、今回御審議いただくのは平成27年調査及び28年調査の契約でございます。

「1 事業の内容」でございますけれども、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・督促・照会対応などでございます。

「2 契約期間」は、調査実施前の準備期間等がございますので、平成26年8月から平成29年3月でございます。

「3 調査期間」は、月次調査は2年、24カ月でございまして、年1回の拡大調査のほうは27年及び28年の2カ年分でございます。

「4 受託者」は、こちらに書いてございますように、株式会社インテージリサーチと株式会社サーベイリサーチセンターのジョイントベンチャーという形になってございます。

民間事業者はいろいろ得意分野をお持ちでございますけれども、インテージリサーチにつきましては、主に郵送調査の実施ということでおやりいただいております、一方サーベイリサーチセンターのほうは調査員を使った督促業務ということで、両者がそれぞれの強みを発揮してやっておりますところでございます。

「5 事業者決定の経緯」といたしましては、私どもで入札実施要項を作成いたしました、本委員会でも御審議いただきましたけれども、それに基づきまして入札を求めました。そうしたところ、2者から参加がございまして、総合評価を行った結果、上記の者、インテージリサーチとサーベイリサーチに決定したということでございます。

次に「II 確保されるべき質の達成状況」でございます。

まず「1 回収率」でございますけれども、恐縮ですが、こちらは2ページ目の表を御覧いただけますでしょうか。上のほうに「月次調査の回収率」という表が載っております。左側に目標値ということで掲げてございまして、字が小さくて恐縮でございますけれども、速報につきましては、企業等が50.0%、事業所についても50%。下の確報につきましては、企業等が55%、事業所が60%ということで、この水準を毎月達成するよう努めるとともに、最低限平均で達成するものとする。なお、平均でこれを達成できない場合、または達成できない可能性が高い場合は、その理由を民間事業者は総務省に報告するとともに、回収率の達成を確保する上で必要な改善策を講ずるという形で定めてございました。

この表の右側のほうに実績がございまして、上のほうから速報の企業等では48.4ということで、残念ながら目標には届かなかった状況でございます。

また、事業所につきましては、最初が44.9%と1月が低くなってございまして、その後若干上がりまして、上下して達成できた月もございまして、平均では残念ながら達成できなかったという状況でございます。

一方、下の確報でございますけれども、こちらは色つきのところが目標を達成できたところでございますけれども、それで御覧いただきますと、1つ2つ目標に達成しなかった月はあったわけでございますけれども、おおむね達成できたというところでございます。

一方、下のほうの小さい表でございますけれども、年次拡大調査では、企業が55%の目標に対して54%、1%届かなかった状況ですけれども、事業所のほうは達成したという状況でございます。

このように一部未達成のところがございますけれども、私どもといたしましても決して手をこまねいていたわけではございません。先ほども申し上げましたように、この目標達成はなかなか難しいときには、民間事業者はきちんと我々に報告し、我々もきちんとそういう状況を把握いたしまして、民間からの提案も受けまして、我々としても幾つか指示を出して何とか目標達成に向けた努力を行ったところでございます。

具体的にはここから下「(2) 目標回収率を達成するために講じた策」ということで幾つか掲げてございます。

具体的には「① 架電及びはがきによる督促」、これが督促活動の中心でございます。

れども、私どもからは、督促における最適な時間帯の設定の指示などをいたしました。

一方、民間事業者からは督促対象の拡大ですとか、スキルアップということでのいろいろ提案がございました。結果、2ページが一番下の表に出てございますけれども、一定の効果があったものと私どもは考えてございます。

次のページに移らせていただきまして、目標達成に向けた努力の2番目でございますけれども、「② 調査員による督促」も行いました。

実は私ども、最初に決めました実施要項では、事業従事者が10人未満のある意味小さい事業所に対して、年4回、調査員による調査票を回収しなさいと書いておったわけでございますけれども、民間事業者のほうからもっと頑張りますということで提案をいただきました。実施要項に定めた以上の努力ということで、対象事業所も増やし、回数も増やすという提案がございまして、こちらにつきましても細かい説明は省略させていただきますけれども、下の表にございますように、事業所などかなり調査員を使ったことによる回収の効果というものはあったところでございます。

一番下の「③ その他の活動」というところでございますけれども、オンライン回答の促進というものをやっております。こちらにつきましても、民間事業者からの提案を受けて推進しております、こちらについても効果があったと考えてございます。

以上、回収率につきましては一部目標に届かなかったところはございました。ただ、入札実施要項に定めておりますとおり、その状況につきまして、総務省と民間事業者で共有いたしまして、お互いに知恵を出しながら、私どもからも指示を出し、回収率確保のための取り組みを行ったというところでございました。

4ページ目でございますけれども、質の確保の2番目「2 照会対応」について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、民間事業者がコールセンターを設置いたしまして、私どもから貸与するマニュアルや応答事例集などに基づきまして対応を行っているものでございます。主な照会の内容は、調査票の記入の仕方などになりますけれども、こちらにつきましては、私どもからテストと申しますか、総務省であることを伏せて実際にコールセンターに電話してみました。そして、きちんとした対応ができているか確認したところでございますけれども、その結果、問題のある対応はなかったということでございました。

次に「3 確実な業務の実施」でございます。こちらにつきましては、民間事業者からは詳細な報告が毎月なされるわけでございますけれども、それだけではなく、新たな提案などについては随時私どもと意見交換を行っております。また、先ほども申し上げました調査票の回収状況につきましては、本当に日々管理するという状況で連絡を密にとってございまして、私どもといたしましても、民間事業者はきちんとスケジュールに沿って業務を実施していることを確認しているということでございました。

「Ⅲ 実施経費の状況」でございますけれども、こちらにつきましては、市場化テスト実施前から行っている月次調査と、市場化テスト開始後からやりました年次拡大調査の2

つに分けて記載してございます。

1番が月次調査のほうでございますけれども、下から4行目あたりでございますけれども、市場化テスト開始前の経費と比べまして、今期の経費が8.3%の削減ということで、経費が削減されてございます。ちなみに、右側のほうに（参考）といたしまして、前期事業、平成24年8月～、これは市場化テスト第1期でございましたけれども、こちらと比べましても経費が4.6%の削減ということになってございます。

5ページ目になりますけれども、年次の拡大調査の経費比較もいたしてございます。こちらにつきまは、先ほど申し上げましたように市場化テスト開始後から始めたものでございますので、市場化テスト開始前との比較ではなく、拡大調査の前期事業と今期事業の比較ということでございますけれども、こちら25%ということで経費は削減されているところでございました。

以上を踏まえた「IV 評価」でございますけれども、まず「1 事業の実施状況の評価」でございます。月次調査につきましては、速報で回収率が目標に達していませんけれども、要因といたしましては、まず平成27年1月に標本の交代を行ってございます。そのために、調査客体のほうで回答するという習慣がまだ定着していなかったことがあると我々は考えてございます。

1月や3月は特に回収率が低かったわけでございますけれども、事業所もその時期はちょうど忙しいということもございまして、それがなかなか間に合わなかった、そういった調査開始当初の回収率の低さというものがあつたと我々は分析しております。

その後、民間事業者との相談でございまして、提案などがございまして、回収率は上昇してございまして、確報の段階ではきちんと目標を達成したということでございました。

一方、年次調査のほうでは、企業に対して1%目標に届きませんでしたけれども、要因といたしましては、拡大調査では、企業に事業活動別かつ都道府県別の売り上げを答えなさいということで、かなり詳細な回答を求めていることもございまして、その負担感があつたのかなと考えてございます。

照会対応と実施経費につきましては、先ほど御説明いたしましたように、それぞれ目標を達成している状況でございました。

「2 目標回収率の検討」でございましてけれども、今回は速報の回収率が目標になかなか届きませんでしたけれども、先ほど御説明いたしましたように、やはり最初の立ち上がりのときに回収率が低かったという状況がございましたけれども、その後はきちんと回収率が上昇しているということ、また、確報の時点ではおおむね目標を達成しているということから鑑みまして、私どもは、これはいろいろな工夫次第、例えば調査開始直後に対策を強化するというようなことなどの工夫によりまして、何とか目標を達成できるのではないかと考えてございまして、引き続きこちらについては努力いたしたいと思っております。

「3 次期事業の方針」でございましてけれども、今期の事業、速報の回収率が達成できませんでしたけれども、民間事業者からも幾つか積極的な御提案をいただいております。

て、業務としては確実に実施できたと思っております。

ただ、次期事業で我々としてはまだ幾つか工夫できる箇所はあると考えております。先ほど申し上げました早期に調査の立ち上げのときから力を入れるとか、幾つかそういう工夫もあると思っておりますので、今後の御審議になりますけれども、先生方の御知見をまたお借りしながら、引き続き市場化テストによる民間競争入札という形で実施してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの評価（案）につきまして、内閣府より説明をお願いいたします。

説明は5分程度をお願いいたします。

○事務局 それでは、内閣府の評価（案）について御説明いたします。資料Aを御覧ください。

1 ページ目の「1 実施の経緯及び事業の概要」から3 ページ目の「(2) 実施経費（税抜）」につきましては、先ほど総務省さんのほうから説明がありましたので割愛させていただいて、最後の4 ページ目から説明させていただきます。

「3 評価のまとめ」ということで、確保されるべき質として定められた「スケジュールに沿った確実な業務の実施」「総務省が貸与するマニュアルに沿っての問合せや苦情等の照会対応」については適正かつ確実に実施され、民間事業者の改善提案により一定の効果があつたものと評価しております。

また、実施経費につきましても、2,894万円、率にして8.3%経費が削減されていることも評価しております。

ただし一方で、回収率につきましては、一部で達成しているなど、月次調査における速報の目標回収率は平均で達成できないといったこともあつたので、目標回収率の達成に向けては以下の事項について2点記載しておりますが、検討する必要があるものと考えております。

2点とも督促方法の検討ということになりますが、1点目としましては、月次調査については、調査開始当初の速報回収率が低いことから、速報回収率の達成に向けた効果的な督促方法を検討すること。

2点目としましては、拡大調査については、事業所調査より回収率の低い企業等調査において、地域別・規模・産業別等回収率が低い箇所への重点的な督促方法を検討することの2点が必要だと考えているところです。

最後に「4 今後の方針」としまして、本事業については、業務の適正かつ確実な実施に向けて、先ほど指摘した内容について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○早津専門委員 事業の内容について教えていただきたいのですけれども、これは内容として印刷、送付、督促などが書いてあるのですけれども、印刷する内容というのは、決まったものを業者が刷るという内容になるのですか。

○高田課長 原稿につきましては、私どものほうで作成し、それを渡して印刷していただく形になってございます。

○早津専門委員 内容的にはどのくらいの時間で回答できるものと見ていらっしゃるのでしょうか。

○高田課長 月次調査につきましては、その月の売り上げと従業者数と、現状ですと需要の状況ということで、前年同月と比べて価格変化を除いた需要というものが増えたか減ったかという形でお聞きしてございますので、売り上げなどにつきましては、各事業所とも基本的に管理していただいていると思いますので、そんなに時間を要するものではないとは考えてございます。

○早津専門委員 では、把握している数字を載せるというイメージでよろしいですか。

○高田課長 そうでございます。売上高とか従業者数につきましては、把握しておられると思ってございますので、その数字を書いていただくということでございます。

○早津専門委員 あと一点、御説明いただいた内容で、オンライン回答というのがオンライン調査の実施と郵送調査の実施と2つあるのですけれども、これはやる内容が決まっているのですか。オンライン調査の実施というのはどのようなものをこちらとしてイメージすればよろしいでしょうか。

○高田課長 私どもは最初に紙の調査票をお送りして、記入いただく内容といたしましては、先ほど申し上げましたような月々の売上高とか従業者数の数字でございますけれども、それを紙ではなくインターネット経由で数字を打ち込んでいただいて送り返していただくというものでございます。

○早津専門委員 それは何か紙に「ここに入力してください」というのが、アクセス先が書いてあるということなのですか。そういうのがオンライン調査なのですか。

○高田課長 そうでございます。ここで工夫と書きましたけれども、最初にこの調査を始めたときのオンライン調査というのは、私どもはセキュリティーをどこまで確保するかという心配がございましたので、オンラインで回答したい企業の方は、こちらの事務局に御連絡ください、そうするとアクセス先ですとかパスワードをお教えしますという形でやりました。ただ、そうしますと、なかなかそこまで手間をかける企業さんも少なからうということで、これも事業者から提案があったのですけれども、最初にパスワードなども同封して、オンラインで回答したい方はこちらのパスワードを打ち込んでアクセスし

てくださいという形に変えました。そうすると、オンラインの回答率もかなり上がったということでございます。

○早津専門委員 最後に回答率の中で、オンラインの回答はどのくらいの割合を占めるのですか。

○高田課長 今、大体15%ぐらいはオンラインでお答えいただいていることになりまして、確報で言いますと55~60%ぐらいの15%ぐらいは今、オンラインでお答えいただいているということでございます。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 今の質問に追い打ちをかけるみたいですがけれども、そんなに時間がかからないはずだということなのですからけれども、要するに初めての人とか特殊なケースを除けば、また、事業の規模にもよるのかもしれないけれども、この質問に答えようと紙を前にして、あるいはオンラインに向かって作業を始めたら、30分、1時間、2時間、あるいは半日どんなイメージでそちらのほうとしては見ているのですか。

○高田課長 そうですね。数字をお持ちでございましたら、30分と言いますか、本当に短い時間で御回答いただけるところがあるのではないかと考えてございます。ただ、経理の方法は事業所によると思いますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、売上高ですとか何人働いているかというところにつきましては、さすがに普通きちんと事業者として管理しておられるところであるかと思えます。

もう一個、先ほどちょっと申し上げました需要の状況という、価格変化を除いて前年度同期よりもどれぐらい増えたかということにつきましては、何を書いていいかわからないというお答えも正直いただいているところでございます。次回事業につきましては、この場か、あるいはまた今度入札実施要項の御審議のときに御議論いただくかと思っておりますけれども、そういう事業者の方にとって回答が難しいものにつきましては、我々としても見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

○石堂主査 需要の状況のところは、確かに今おっしゃるお話を聞いていても、どうしたらいいのかなと思う部分はあるのだと思うので、そのときに、空欄で出されたものはいわば無効なのですか。

○高田課長 私どもの今の回収率ということでは、ここが空欄のものにつきましては回答ということでカウントはしてございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

はい。

○廣松専門委員 この資料を拝見すると、回収率に関して、月次も、拡大調査も、企業等よりも事業所のほうが概して高いのですね。その原因はどのように考えていらっしゃいますか。

○高田課長 1つには、企業と事業所で聞く内容が少し異なっております、企業のほ

うにつきましては、例えば一つの企業でいろいろな事業をおやりになっているだろうという
ことで、例えば情報通信業以外にサービス業をやっているのではないかということで、
事業の種類別に書いていただいているというところがございます。ということで、企業の
ほうが若干詳しく目のお聞きしているということでございます。

もう一つは、事業所のほうにつきましては、先ほどもお話しさせていただきましたけれ
ども、調査員を使って督促というものをやっております。小規模の事業所につきましては、
調査員が直接訪問して調査票をお願いしますということをやるのがかなり効果を上げ
ているということもございますので、その分事業所につきましては回収率が高くなってい
るところがあるのかなと考えてございます。

○石堂主査 よろしいですか。

はい。

○関根副主査 御説明いただき、ありがとうございます。

回収率のことで2点お伺いさせてください。先ほど、調査については、例えば、イン
ターネットアクセスをしやすくするようにパスワードなどを同封しているとおっしゃって
いたのですが、月次で調査する場合、これは、最初にパスワードを同封して、それを
ずっと使うという形なのかどうかということです。月次調査ですので、毎回行おうとする
人はスムーズに機械的に毎月行えるような仕組みになっているのか、それとも一回一回行
っているのかというのが1点です。

もう1点は、いろいろ創意工夫されているものの、それでも回収率の少し目標は達成して
いないということなのですが、例えば平成27年を前年と比べて、もしくはその前と
比べて、調査としては似たような調査をやられているのだと思いますが、回収率は改善さ
れているのかどうかという点です。それともいろいろやっても、毎回毎回同じくらいの水
準なのか、この調査自体の目標の回収率のレベル感、難易度というものにも関係してく
ると思いますので、その点を2点目としてお願いします。

○高田課長 1点目のインターネットにつきましては、実は私どもはだんだん改善してご
ざいまして、当初はおっしゃったように毎回毎回さらさら打つような形でございましたけ
れども、まさに現在進行形で改善してございまして、例えば前回打った数字が参照でき
るとか、そういう改善を今、ことしの1月からやりつつあるところでございます。

2点目につきましては、平成25年、26年とほとんど同じような形でやってございまして、
少しではございますけれども、回答率1～2%ぐらいは上がっているところでございます。

○井熊副主査 皆さん回収率についていっぱい聞いているので、私は事業者の決定の経緯
で、参加者が4者来て2者応札されなかったのですけれども、この理由があるのかという
ことと、今後同じような入札を行った場合、この2者を3者、4者と増やしていける可
能性があるのかどうかということについてお聞かせ願えればと思います。

○長藤企画官 4者説明には来ておりまして応札が2者でした。その辞退された理由とい
うのは、ちょっとこちらのほうではわかりかねるのですけれども、比較的規模が大きい調

査でございますので、毎月調査対象が3万9,000ということで、経費の面でどうかなと思ったのかもしれないのですが、その辺のところは私どもではわかりません。

次回に向けましては、増えるかどうかはわかりませんが、私ども総務省のほうでも何もしないというわけではございませんので、対応すべきものは対応しますし、また、こちらのほうも調査回収率の向上に向けて何らかできることがあれば、総務省統計局としてやっていくということで考えておりますので、事業者ができるだけやりやすいと言いますか、創意工夫が発揮できるような環境のもとで一緒にやっていければということで、説明会でもそういった説明をして、できるだけ多くの人に応札してもらおうと考えてございます。

○石堂主査 よろしいですか。

また回収率に戻ってしまって申しわけないのですけれども、1期よりも2期に下げたというお話がありましたけれども、今置いている目標の数値というのは、これ以上は下げられないぞという何か理論的なのか、経験的なのか、そういう根拠があってやっているのかというのをお聞きしたい。

素人の考えで申しわけないのですけれども、例えば50%なら50%で、50%程度を確保すればいいのだということで、今回も50に対して49点幾つですから、非常に惜しいところなのです。そういうものはのみ込めるような設定というのはまずいのか。何でこれを聞かと言いますと、今回の評価の中で、ある意味ではこの回収率のところは達成できなかったから継続するという感じになるのです。そうすると、次回もこれと同じ目標を掲げてまた0.1か0.2欠けてやはりこれはだめだ、もう一回市場化テストを続けるのだという結論になるのが合理的かどうか。何か素人としては、そこまで絶対的な目標値なのだろうかと感じるのですけれども、その辺はいかがですか。

○高田課長 先生がおっしゃるように50%が金科玉条で、例えばこれを0.1%切ったら統計として全然使いものにならないということでは決してございません。我々としても、この50%を金科玉条で絶対に守らなければいけないかとおっしゃられると、正直言ってそこまでの絶対的なメルクマールではないということはおっしゃるとおりでございます。

ただ、この50%というのは、おっしゃるとおり前回2年前に御審議いただきまして下げたわけでございます。その前はたしか55ですとか、そういう数字だったわけでございますけれども、あのころも47とか48ぐらいだったものを50%に何とか頑張っていきましょうということで設定させていただいたわけなんです。私どもといたしましては、回収率は当然高ければ高いほど統計としての質は上がるわけでございますから、ちょっと高目にとということもあり、ある程度これで達成できるような数字ではないかということで考えまして、2年前に50%という数字を出させていただいたわけでございます。今回は残念ながら達成できませんでしたが、先ほど申し上げましたように49ぐらいで若干届かなかったということもございまして、あともう一工夫すれば何とかかなるのではないかとということも考えてございますし、また、民間事業者にやれやれと言うだけではなく、先ほども申し上げまし

たけれども、我々は調査票の見直しというものを考えてございまして、できるだけ回答しやすいような形を考えてございます。

次回どういう目標を設定するかというものは、またこの委員会におきまして御審議いただくことになるかと考えてございますけれども、目標を達成できなかったからどんどん機械的に下げるのはいかなものかなと思ってございます。我々といたしましても、考えられる改善点を幾つか出しまして、この後パブリックコメントのようなこともあるかと思えますので、そこでこういう工夫を統計局としてもやるから、この目標が民間として達成できるものかどうかということもいろいろ踏まえまして、またこの委員会で御審議いただくことになるかと考えてございます。

○石堂主査 要は達成可能であろうという目標を掲げたから、いわば実質的な値も上がって、その成果はあったと理解しているということですね。では、またこの次の要項のときにお話があるということで。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

○廣松専門委員 一言だけ。

いただいた資料の一番後ろにオンライン調査の実施状況が載っていますが、このシステムは政府統計共同利用システムを使っているということでしょうか。またこの数字と見ると、慣れてくると少しずつ上がっている傾向が見てとれる。特に企業等に関しては、先ほどの説明で、資本金1億円以上は悉皆ということですので、その部分がオンライン調査にある程度習熟してくると回収率も改善する見込みがあるのではないかと考えます。その意味で、ぜひオンライン調査の推進ということに関しても積極的にお考えいただければと思います。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、この評価につきましての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(総務省退出、農林水産省入室)

○石堂主査 それでは、農林水産省の「政府米の販売等業務」の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について農林水産省政策統括官付貿易業務課の渡邊課長並びに滝沢課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は御両方で15分程度におさめていただきたいと思います。よろしくお願いい

たします。

○渡邊課長 本日はよろしくお願ひいたします。

私ども、貿易業務課では、政府所有米穀の販売・保管・運送という一連の業務につきまして、22年度から民間委託を実施させていただいております、23年度から公共サービス改革に基づきます民間競争入札スキームに則りまして、本委員会において御議論いただいておりますのでございます。

昨年から今年の1年間ということですが、26年度におきまして、いろいろと御指摘いただいた点がございまして、特に大きな点を申し上げますと、今までいろいろな形で入札をどんどん拡大してきたところでございまして、運送経費について入札対象とならないのかという御指摘を昨年度いただいていたところでございまして。

技術的な面はいろいろございましたが、何とか入札対象にするということに今回させていただくべく提案をさせていただきたいと思っております。これによりまして、包括的に競争の対象となるというところでございまして、より透明性の見られる入札のスキームになるのではないかということでございます。

詳細につきましては、また担当のほうから御説明しますが、今回の変更点につきましては、運送につきまして入札の対象にした点、もう一つは、運送について入札の対象にしたことに伴いまして、業者の選定について算定方式を変更させていただいた、あと、昨年10月に組織変更がございましたので、その技術的なところを変更させていただいた、大きく言いますと以上3点でございます。

以上、御審議をよろしくお願ひいたします。

○滝沢課長補佐 貿易業務課の滝沢と申します。

引き続きまして、お手元の資料B-2「政府所有米穀の販売等業務の包括的な民間委託について」の5ページを御覧いただきたいと思います。

先ほど、渡邊のほうから、今年度については運送経費を競争対象にするということで説明いたしましたが、政府所有米穀の販売等業務の委託費のイメージは、28年度の概算決定額が28年度から6年間の国庫債務負担行為で総額で347億円となっています。下の赤い枠で囲った部分に各経費ごとの予算の内訳ということで示しておりますけれども、まず25年度までは「販売手数料」ということで灰色の部分のみを競争対象としていました。26年度には点線の黒い枠の部分で「保管経費」を競争対象、28年度については「運送経費」を含めた赤い点線の部分も含めて競争対象とするということで、先ほどの予算総額347億の安全性経費の部分を除いた大部分について競争対象として実施していきたいと考えています。

次は、B-3「政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項」の2～3ページの部分を御覧いただきたいと思います。

「4 委託費の支払方法」の「(2) 委託費の内訳」の③でございますけれども、運送経費につきましては、その算定の前提となる業務量、いわゆる運送距離であるとか運送の数量、こういった部分がなかなか見通しづらいということで、特に備蓄米の場合には5年

後に販売をするという取り扱いをしておりますので、そういったことで課題があるということ、昨年度この場で御説明をいたしました。

しかしながら、昨年の委員会でさらに運送経費に競争性を導入すべきという強い御指摘を踏まえまして、受託事業体であるとか運送業者等とのヒアリング等を通じて実態を把握しまして、競争性の導入について検討を重ねまして、ここに書いていますとおり、加工原材料用と飼料用の平均の運送距離が違いますので、そういった実態であるとか、想定外の長距離運送に対する加算措置といった技術的な問題を克服して競争性の対象とするということにしています。

10ページの「2 落札者決定に当たっての方法」ということで、落札者の決定方法につきましては、26年度以降、入札者が入札書に記載した単価を契約期間の支払総額に換算した一番低いものから順次落札者として決定することとしておりますけれども、その部分に運送経費を追加するという形で算定方式を見直しています。

以上が運送経費の関係に伴う見直し部分でございます。そのほか、昨年10月に組織改革によりまして、生産局から政策統括官に組織名が変わった点であるとか、会計年度の更新に伴う販売数量の点等の見直しを行いまして、本業務を適切に実施していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。

○清水米流通調整官 次に、資料B-4のパブリックコメントについては、私のほうから説明させていただきます。

この販売等業務の民間委託実施要項のパブリックコメントは、1月26日～2月8日に実施しました。その中で御意見が1点ありまして、この御意見の趣旨は後段に書いてありますとおり、加工原材料用の需要を無視して飼料用に全て販売した場合、加工原材料用の運送経費を極端に低価格入札する懸念がある。そもそも加工原材料用というのは販売額が高いので、財政的にも販売数量を多くしなければいけないので、そういう意味では加工原材料と飼料用の運送料を一括にまとめたほうがいいのではないかという御意見でございます。

これに対しまして、我々は先ほどの御指摘にもありましたように、加工原材料用につきましては販売価格が高いので、財政的な負担軽減を考えれば、加工原材料用をむしろ多く積極的に売っていただきたいということで、この御意見に対する考え方として書いてありますが、むしろ多く売ってもらうためには加工原材料用と飼料用の単価をわざわざ分けましたということでございます。このため、今回は単価を一括にせず原案のとおりとさせていただきます。

一方で、この御意見にありましたように高い価格の加工原材料用を極端に安い価格での入札とならないように、そこは外国産米の加工原材料用への販売に取り組みず、飼料用販売を目的に入札を招かないように適切な措置をしたいということで、そこで制限をかけようと思っております。

以上でございます。

○渡邊課長 説明は以上です。

○石堂主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○関根副主査 御説明ありがとうございます。

最後に御説明いただきましたパブリックコメントへの回答のところ、最後に措置を別途検討すると言っていたらっしゃったのは、要項は直さないで何か具体的に考えられていることなのでしょうか？どのようなことを考えられているのかももう少し教えていただきたいと思います。

○清水米流通調整官 パブリックコメントにつきましては、先ほども申しましたように、積極的に我々も加工原材料用に売っていくほうが財政負担の軽減のためにいいとの意見です。そのために用途を分けて、加工原材料用につきましては、一事業体に対して、60万トンのうち約20万トンをお願い負う。そのうちの2割、約4万トンをお願い負う目標にしています。その目標を一つのターゲットにしてやっていただく。そこで、目標に達しない場合はある程度ペナルティーみたいなものを含めて検討させていただく。例えば、販売手数料を減額するとか、そういうことでそういう極端な入札がないように措置をしたいと考えています。

○渡邊課長 補足しますと、ポイントは2つございまして、まず1つは、運送経費につきましても必要な経費をきちんと応札していただくということを、いろいろな説明会できちんと御説明させていただくということがまず第1点でございます。

もう一点、20万トンの中で4万トンという目標でございますけれども、それについては、財政負担につきましても、加工原材料用と飼料用ではかなり違ってございまして、我々としては限りなく財政負担を軽減する観点から、可能な限り加工原材料用としての販売を促進させていくということにさせていただきたいと思います。その意味で、やはり単なる目標だけでは問題があるということでございまして、今、簡単に説明しましたように、ペナルティー的なものを加味しながら、加工原材料用に売ることについてのインセンティブを前に出していきたいと考えています。

以上でございます。

○石堂主査 今のお話は、この実施要項で行う入札の結果としての契約から実施していくという理解でいいのですか。

○渡邊課長 一応そういったセットで考えていきたいと思っております。

○石堂主査 書き方の問題ですけれども、措置を別途検討するというよりも、検討し実施していくということですか。

○渡邊課長 パブコメに対しましては、一応こういう回答をさせていただきたいと思いますが、委員の皆様にも御説明していますように、28年度の入札におきましては、こういう

御指摘もありましたので、私どもとしてはやはり加工原材料用の販売を促進するという観点から、どの部分で記載するのが一番いいのか、今検討しておりますが、例えば契約書とか、そういうところできちんと位置づけて、入札時にはイレギュラーなものが出ないということで募集していきたいと考えております。

○石堂主査 どうぞ。

○関根副主査 確認ですけれども、ということは入札時においてそういった考え方でやっているのだということでしょうか。目標とかペナルティーとかそういったことも説明して理解していただいた上で、応札していただくということですか。

○渡邊課長 そのとおりでございます。

○石堂主査 ほかにいかがですか。

どうぞ。

○若林専門委員 今の点なのですけれども、口頭の説明だけでよいのでしょうか。例えば要項に書き込むとか、それは一つの入札の前提になることだと思いますので、そういうことは必要ないのかなというのが質問です。

○渡邊課長 御質問があったような形で、私どもは今、検討させていただいております。そこで、法令とも相談させていただいておりますので、どこに位置づけていくかということにつきまして、法令担当ともよく相談して、要項に書くべきだということで最終的に結論が出れば、そこはきちんと要項のほうに位置づけていきたいと考えております。

以上でございます。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 でも、ペナルティーの行使という言葉も先ほどありましたので、それは書面なしにやるということはなかなか難しいなど。

それから、必ずそうしろというわけではないのですけれども、入札対象の業務がふえているということで、これは将来的な課題ということでもいいのかもかもしれませんが、単価だけで決めていくというやり方に、今の話もうそうなのですけれども、なかなか難しくなってきた、どういう考えで加工米をふやしていくのかとか、そういう総合評価的な考え方も評価していくような方向が将来的には必要なのではないかなと思います。

○石堂主査 どうぞ。

○早津専門委員 今のお話の前提になるのかもしれないのですけれども、ちょっと私のほうで理解できなかったのが、上段のほうの加工原材料の販売に積極的に取り組んでいただく観点からすると、単価を分けるというのはどういう意味なのかというのが理解できていないのですけれども、教えていただけますか。

○渡邊課長 2つに分けているわけですけれども、一つの単価で加工原材料用と飼料用と包括的に単価を出していただくよりは、それぞれが必要な金額をきちんと入札時において提示していただく、その上で業務をやっていただくという原価主義的なことをベースにいたしまして、私どもとしては考えております。

○早津専門委員 その運送料というのが、今のお話からすると、加工用の原料を運ぶときと飼料用で何か運送の形態が変わったりするからということではないのですか。

○渡邊課長 そこは詳細な説明が必要かと思えますけれども、昨年この場で運送料について入札に付するのは難しいというお話をさせていただきました。それはどういうことかと言うと、それぞれが運送の距離も含めて、把握がなかなかしづらい面があるというところがございます。かつ先ほど説明させていただきましたように、備蓄米については5年後の売却になりますので、どの地域に売却されるかも予定されないという実は難しい面があったのでございますけれども、そういう意味で一番わかりやすい仕切りといたしましては、加工原材料用のグループと飼料用のグループに分けますと、需要地との距離もおのずと大体見通しができるということから、この2つのグループに分けて、今回、入札の対象と。あくまで入札の対象にするには、やはりこういう技術な対応が必要ということで今回加工原材料用と飼料用という2つのグループにさせていただきます。

○早津専門委員 そうすると、入札に来る人はグループ分けされているということを知っているということなのですか。

○渡邊課長 当然御存じでございます。

○早津専門委員 それはどこかに書いてあるのですか。今までやった人はわかると思うのですけれども、新たに入ってくる人はそういうものをどうやって理解するのですか。

○渡邊課長 入札の説明会等におきまして、きちんと御説明させていただくこととなります。

○石堂主査 去年の議論からいくと、要するに運送距離がわからないから入札にかけるのは無理だということで、それで出てきた結論がこの加工米と飼料米に分けるということなのですけれども、それは例えば北海道、東北、関東みたいな地域別とか、いろいろなところで農家の形態、農協の形態も違って、運送距離もいろいろあると思うのですよ。その中で、この加工米と飼料用米が、距離で考えたときにいわば一番意味のある区分なのだということなのですか。それとも、農水省が加工米として売る量を何とか一定量確保したいという政策的なものから出てきたものなのか。この2区分だけが最も距離の違いが激しく出る区分なのだと言えるのか、ちょっと疑問に感じるのですけれども。

○渡邊課長 先ほど申し上げましたように、受託事業者とか運送業者から具体的にヒアリングをさせていただいた結果、入札条件の前提となるベースをどこに置くかというところをまず検討させていただきました。まず入札条件にかけるには同じ土俵にまず置かなければいけないということになるかと思えます。

その際に、では同じ土俵にするにはどうしたらいいかということで、結果として出てきましたのが、おのずと一定の距離でグルーピングされる加工原材料用と飼料用という2つのグループに分ければ、それぞれが一定の条件のもとに透明性を持つ競争が図られるということ結論づけまして、今回こういうことで御提案させていただきます。

○石堂主査 要するに、運送距離という尺度でやっていくと、おのずとこの2つに分かれ

たという理解でいいということですね。

○渡邊課長 そのとおりです。

○石堂主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 この議論を何年か前から継続して聞いているところなのですが、いまいちわからないところが、入札要項の資料B-3の3ページの(4)に記載があるのですが、もう一つはB-2の5ページの図表にもあるのですが、保管経費というのは、結局落札した業者は委託費として実費だけいただくということで、仮に差額があると多くもらっている、結局返すという前提のような記載ぶりがB-2の5ページの表に記載があると思うのですね。

他方でB-3の3ページの要項の(4)には、今度は過払いではなくて不足払いがあった場合にも差額を払うという記載があるのですね。そうすると、結局いろいろな議論をしているのですが、運送経費というのはかかった実費だけ払うということなのではないかなと読めるのですが、そこをまず確認したいのです。

○清水米流通調整官 済みません。資料の作り方がちょっと古いのかもしれませんが、当初は販売手数料だけで入札していて、あとは全部定額で払っていたのです。このため、定額で支払った部分についてはそういうものが出たものもありますけれども、今は御存じのように、この委員会からの指摘もあって、透明性のためにどんどん競争が入っていったので、そういう定額で払うものがなくなってきたので、あとは入札単価で支払うということになります。従いまして、一部B-2の右側のほうにまだカビ経費とか、とう精経費とか、こういうものは定額での支払いがありますので、その分については若干あるかもしれないということです。

○宮崎専門委員 確認ですけれども、運送費に関しては、結局この入札の単価にトン数をかけたものだけを払うと。

○清水米流通調整官 そうです。だから当然この業者がこの金額で用途別に運びますということで入札してくるわけですから、その分しか払いません。

○宮崎専門委員 それは実際に委託した事業者に払った運送費と差額があっても、それは事業者の負担ですよということですよ。

○清水米流通調整官 はい。

○渡邊課長 いずれにしても、落札した単価に基づきまして、逆に言いますと、それを上限として、私どもは支出を行っていくということで御理解をいただきたいと思います。

○宮崎専門委員 そういう意味では、物流の運送費で本当に競争性を発揮していただくということだと思いますね。わかりました。

その上で、先ほどのお話にもあったのですが、加工米をなるべく販売して財政に貢献するしないということの販売目標、これをおっしゃっているようにペナルティーとか販売手数料で調整するとか、目標を課すという話と、運送経費の計算の仕方の中に加工の目標を入れるのが適切なのかという話は切り分けて考えてもよろしいのではないかとやはり思っ

ていて、というのは、一般的に物流で単価を決めるときは、運送の場合はトン当たり幾らではなくて、トンキロメートル当たり幾らなのですね。だから、1トンのものを1キロ運んだら幾らですという単価でさせていただければ、別に加工米と飼料米の単価を分ける必要はなくて、どちらも結局運んだ距離と重さなのですね。ただ、ちょっとわからないところは、距離を農水省さんのほうで検証することが難しいので便宜的にこうなっているのか、それは採択事業者、運送事業者からのエビデンスがありますので、それを見れば実際に確認ができると思いますので、それで代替できるものなのかと。

ですから、加工米をなるべく売りましょうという話と、実際どれぐらいの安い運送費で運ぶかという競争性の中に2つの論点を混ぜて、かつ距離を無視した形で2つの区分けにするのが適切なのかというところは、一つの考え方としてはトン当たり幾らではなくてトンキロメートル当たり幾らという単価で入札いただけると、これは多分フェアだと思うのです。

○渡邊課長 極めて貴重な御意見だと思います。それで、実は私どもとしては、この入札の部分と、あとは農林水産省としてまさに供給をどうやっていくかというのは、ある意味で分けていく必要があるかと思えます。そういう意味では、受託事業体に対する業務としてこういうシステムでやっていただくということとはまた別に、私どもとしてはあくまで国際約束で輸入される、MA米ですと約67万トンでございますけれども、それをいかに価値が高いものとして国内で販売していくかというのは政策的な目標として考えております。それについては、この入札とは別途、私どもとしては部内できちんと検討させていただいているところでございます。ですから、ある意味ではドッキングという形になりませんが、ベクトルが同じ方向に向くような形でこの入札の条件についてもセットしたいと考えております。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては以上にいたします。

事務局は何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、ちょっと議論がございましたので、先ほどの加工米確保のためという国の施策を守るためにとる方策を要項に入れるかどうかを御検討されるというお話でしたから、その辺引き続き御検討いただいて、実施要項（案）について、もし必要な修正があるのであれば、それをお送りいただいた上で、それを我々委員が確認した上で議了という方向でいきたいと思えます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せいただくようお願いいたします。

では、本日はどうもありがとうございました。